

## 地方独立行政法人長野市民病院中期目標(素案)構成一覧

## 1 設立団体概要(H26.10.1現在)

市名【県名】	長野市【長野県】		【市の概況】 長野市は、県の北部に位置し、善光寺の門前町として発展してきた。市内には北陸新幹線のほか、JR篠ノ井線、飯山線、しなの鉄道線、長野電鉄長野線の鉄道がある。 また、上信越自動車道が市内東部を南北に走り、2つのインターチェンジがあるほか、国道18号線と国道19号線が市内を東西南北に結んでいる。平成17年に豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村と、平成22年に信州新町及び中条村と合併し、市域の4分の3が中山間地域である。	
総人口(男女別)	377,626(男:182,147、女:195,479)人			
内 訳	0-14歳	51,006(13.6%)		備考
	15-64歳	221,494(58.9%)		・中核市(H11移行) ・県庁所在地 ・1998年冬季五輪開催地
	65以上	103,680(27.6%)		
	【再掲】75以上	53,439(14.2%)		
年齢不詳	1,446(-)			

## 2 病院概要(設立時)

病院名	地方独立行政法人長野市民病院	【長野市内の主な公的病院(H27.4.1現在)】 長野市内には、現在、主に急性期医療を担う公的病院として、長野市民病院のほか、長野赤十字病院など3つの病院があり、それぞれの特長を活かし、地域の中核病院としての役割を果たしている。今後は、さらにその特長を伸ばし、健全な競合と協調の考え方に基づく連携により、地域全体の医療水準の向上に寄与していくことが望まれる。
・設立日	・平成28年4月1日を予定	
・移行形態	・指定管理者制度からの移行	
・病床数	・400床(全て一般病床)	
・診療科目数	・30診療科	

## 3 中期目標(前文省略)

法定項目	大項目	中項目	小項目(内容)
第1 期間	3年間	H28.4.1～H31.3.31	
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 市民病院が担うべき医療	(1) 救急医療	・365日24時間救急医療体制の維持・強化を図ること。 ・引き続き長野市民病院・医師会急病センターの運営に努めること。
		(2) がん診療	・地域がん診療連携拠点病院として、がん診療の水準維持・向上に努めること。 ・先進技術を活用した診療体制の強化や相談支援体制の充実を図ること。
		(3) 高度で専門的な医療	・地域の医療機関と連携、役割分担を図ること。 ・手術部門の機能強化等により、医療提供体制の整備に努めること。
		(4) 高齢者等に配慮した医療	・回復期等の症状への対応については、患者である高齢者等の状態・立場などに配慮すること。 ・地域の医療機関と連携・役割分担の上、必要とされる医療機能の充実を図ること。
		(5) その他の政策的医療	・人口減少、少子・高齢化対策や中山間地域対策などの市の政策的な医療提供体制の整備に協働して取り組むこと。
		(6) 予防医療	・市の健康福祉部門との連携を図ること。 ・人間ドックをはじめとした健診事業を通じ、予防医療の充実を図ること。
		(7) 災害時対応	・市との連携のもと、医療・救護体制を整備すること。 ・災害対策等に一定の役割を果たせるよう努めること。
	2 患者サービスの向上	(1) 患者中心の医療	・インフォームド・コンセントを徹底すること。 ・セカンド・オピニオンを提供する体制を強化すること。
		(2) 快適性及び利便性向上	・プライバシー確保や利便性に配慮した院内環境の整備に取り組むこと。 ・外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等に取り組むこと。
		(3) 接遇の向上	・患者や来院者に対する接遇の向上に取り組むこと。
		(4) ボランティアの受入れ	・地域のボランティアを受け入れ、地域と交流を深めること。
	3 医療に関する調査及び研究		・市民病院が担うべき医療の質の向上を図るため、医療に関する調査及び研究を推進すること。
	4 医療提供体制整備	(1) 地域医療機関等との機能分担・連携強化	・紹介・逆紹介の推進とともに、地域医療支援病院としての役割を果たすこと。 ・訪問看護を充実するなど、市の地域包括ケアシステムの体制構築に協力すること。
			(2) 医療スタッフの確保
		(3) 臨床研修体制	・初期・後期臨床研修機能、高度専門臨床や研究のできる体制を整備すること。
(4) 職員研修		・全職員に対して教育及びキャリアアップを支援すること。 ・その効果が各職員や組織内に定着し、活かされる仕組みを整備すること。	
5 信頼性の確保	(1) 医療安全対策	・医療安全管理部門の機能を強化すること。 ・医療事故や院内感染の発生・再発防止の取り組みを行うこと。	
	(2) コンプライアンスの徹底	・関係法令の遵守、行動規範の確立と実践を行うこと。 ・個人情報保護や情報公開等に関して適切に対応すること。	
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 業務運営体制の確立	(1) PDCAサイクルの確実な実践	・地方独立行政法人としての業務運営体制を構築すること。 ・外部評価を活用し、常に業務改善に取り組むこと。
		(2) 企画力・実行力強化	・事務部門の拡充などにより、経営効率の高い業務執行体制を構築すること。 ・医療経営、医療事務に係る専門知識を有する人材の確保や育成に努めること。
	2 働きやすい職場環境づくり	(1) 働きやすい職場環境の整備	・職員のワークライフバランス、職場の安全確保、コミュニケーションの円滑化などを通じて職場環境の改善を図ること。
		(2) 職員満足度の向上	・職員の意見が反映される仕組みの構築に努めること。 ・病院で働く職員のやりがいと満足度の向上に努めること。
第4 財務内容の改善に関する事項	1 経営基盤の確立	・自立した経営基盤の確立に努めること。 ・更なる経営の健全化を図ること。	
	2 収入の確保と経費の節減	・診療報酬改定等の制度改正への迅速な対応や未収金の管理と回収などに努めること。 ・後発医薬品の採用促進のほか、費用の節減及び合理化に努めること。	
第5 その他業務運営に関する重要事項	1 施設整備等に関する事項	・施設・設備の整備等については、効率的な整備計画を策定し実施すること。 ・医療機器の整備は、費用対効果等総合的に判断し、適切に実施すること。	